

いわゆる「周辺財産」(移転補償跡地)の 個人、企業等に対する有償使用許可のご案内

岩国飛行場及び美保飛行場周辺には、いわゆる「周辺財産」(移転補償跡地)と呼ばれる国有地があります。

この「周辺財産」(移転補償跡地)は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第5条第2項等に基づく移転措置事業(航空機騒音に起因する障害が著しい区域内に所在する住居等の所有者からの申し出により補償等を実施する事業)により取得し、緩衝地帯として管理・保有している、防衛省所管の行政財産です。

これまでは、岩国飛行場及び美保飛行場周辺に所在する「周辺財産」(移転補償跡地)について、地方公共団体等が公共用の施設として使用を希望する場合に限り、当該財産の用途又は目的を妨げない範囲で、使用許可を行ってきました。

この度、防衛省中国四国防衛局では、土地の更なる有効活用を図る観点から、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととしました。

主な留意点

- 居住の目的では使用できません。
- 原状回復が容易な使用に限ります（プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能ですが、堅固な建物や構築物の設置はできません）。
- 使用の方法としては、駐車場、車両置き場、家庭菜園、物置等の設置場所、資材置き場等が考えられます。
- 使用者の負担により、除草等の適切な管理をしていただきます。
- 公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- 使用期間は、原則として5年以内です。
- 使用料は、年度ごとの納入となります。
- 国側において使用物件の利用需要が発生しない場合に限り、一度に限り更新が可能です。
- 更新後の使用期間満了後も引き続き使用要望がある場合は、期間満了後に再度、公募を行います。

※ 詳しくは、次ページの資料を参照してください。

関係する資料

岩国飛行場及び美保飛行場周辺に所在する「周辺財産」(移転補償跡地)の使用を希望される方は、以下の資料に必ず目を通し、各事項を承知・承諾の上、要望(土地利用計画書の提出)をされるか、公募に参加していただくようお願いします。

【資料1】 岩国飛行場及び美保飛行場周辺に所在する国有地(防衛省所管の「周辺財産」)の使用を希望される方へ

【資料2】 国有財産使用許可書の内容

【資料3】 使用手続の流れと注意点

各種様式 ⇒ (様式1) 土地利用計画書
(様式2) 国有財産使用許可要望書
(様式3) 誓約書
(様式4) 役員名簿
(様式5) 国有財産使用許可申請書
(様式6) 国有財産使用許可書
(様式7) 国有財産返還・原状回復届

「周辺財産」の概略図 ⇒ (参考1) 岩国飛行場周辺
(参考2) 美保飛行場周辺